

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市立児童クラブ登録手数料及び保育料の減免決定		
根 拠 法 令 名	大津市立児童クラブ条例 (平成 12 年条例第 76 号)	(条項)	第 1 2 条
基 準 法 令 名	大津市立児童クラブ条例 (平成 12 年条例第 76 号)	(条項)	第 1 2 条
所 管 部 署	福祉部子ども未来局	児童クラブ課	
標 準 処 理 期 間	1 5 日 ~ 3 0 日 間	法 定 処 理 期 間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【大津市立児童クラブ通所登録者に係る保護者負担金減免取扱要領】</p> <p>・掲載図書等【 大津市立児童クラブ入所案内 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[大津市立児童クラブ登録手数料及び保育料の減免決定に係る審査基準]</p> <p>大津市立児童クラブ登録手数料及び保育料の減免決定に係る審査基準は、大津市立児童クラブ条例第 1 2 条及び大津市立児童クラブ通所登録者に係る保護者負担金減免取扱要領に定めるとおりとする。</p>			

参 考

[根拠法令・基準法令]

大津市立児童クラブ条例

(登録料及び保育料の減免)

第12条 市長は、次の各号に掲げる保護者について、当該各号に定めるところにより、登録料又は保育料(第10条第1項及び第2項に規定する保育料に限る。以下この項において同じ。)を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者及び前年度分の市民税が非課税である者 登録料及び保育料を免除する。
 - (2) 前号に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する者 保育料について、児童1人につき当該月分(夏季休業期間保育にあつては、夏季保育期間において通所登録を受けていた期間分。次号及び第4号において同じ。)の保育料の5分の1に相当する額を減額する。
 - (3) 児童が兄弟姉妹で2人以上クラブに通所登録している者 保育料について、兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童1人につき当該月分の保育料の5分の1に相当する額を減額する。
 - (4) 児童が負傷又は疾病のため全月(夏季休業期間保育を受ける者にあつては、夏季保育期間において通所登録を受けていた期間の全期間)にわたって欠席した者 当該月分の保育料を免除する。
- 2 市長は、前項に定める場合のほか、災害その他特別の事情がある保護者に対し、必要と認める額を減額し、又は免除することができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。